

岩 倉 市  
新型インフルエンザ等  
対策行動計画  
(改訂版)

令和2年4月



岩 倉 市

## ＝目 次＝

### 第1 はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 . . . . . 1
- 2 取組の経緯 . . . . . 1

### 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等の特徴 . . . . . 2
- 2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略 . . . . . 3
- 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 . . . . . 3
- 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 . . . . . 4
- 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について . . . . . 5
- 6 関係機関の役割 . . . . . 6
- 7 行動計画の主要6項目 . . . . . 8
  - (1) 実施体制 . . . . . 8
  - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 . . . . . 12
  - (3) 情報提供・共有 . . . . . 12
  - (4) 予防・まん延防止 . . . . . 13
  - (5) 医療 . . . . . 17
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 . . . . . 20
- 8 発生段階 . . . . . 20

### 第3 各発生段階における対策

- 1 未発生期 . . . . . 23
  - (1) 実施体制 . . . . . 23
  - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 . . . . . 24
  - (3) 情報提供・共有 . . . . . 24
  - (4) 予防・まん延防止 . . . . . 25
  - (5) 医療 . . . . . 26
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 . . . . . 27
- 2 海外発生期 . . . . . 28
  - (1) 実施体制 . . . . . 28
  - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 . . . . . 29
  - (3) 情報提供・共有 . . . . . 29
  - (4) 予防・まん延防止 . . . . . 29
  - (5) 医療 . . . . . 30
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 . . . . . 31

3	県内未発生期（国内発生早期以降）	・ ・ ・ ・	3 2
	(1) 実施体制	・ ・ ・ ・	3 2
	(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ ・	3 3
	(3) 情報提供・共有	・ ・ ・ ・	3 3
	(4) 予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	3 4
	(5) 医療	・ ・ ・ ・	3 4
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	3 5
4	県内発生早期	・ ・ ・ ・	3 6
	(1) 実施体制	・ ・ ・ ・	3 7
	(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ ・	3 8
	(3) 情報提供・共有	・ ・ ・ ・	3 8
	(4) 予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	3 9
	(5) 医療	・ ・ ・ ・	4 1
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	4 2
5	県内感染期	・ ・ ・ ・	4 4
	(1) 実施体制	・ ・ ・ ・	4 5
	(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ ・	4 5
	(3) 情報提供・共有	・ ・ ・ ・	4 6
	(4) 予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	4 7
	(5) 医療	・ ・ ・ ・	4 8
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	4 9
6	小康期	・ ・ ・ ・	5 1
	(1) 実施体制	・ ・ ・ ・	5 1
	(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	・ ・ ・ ・	5 2
	(3) 情報提供・共有	・ ・ ・ ・	5 2
	(4) 予防・まん延防止	・ ・ ・ ・	5 2
	(5) 医療	・ ・ ・ ・	5 3
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	・ ・ ・ ・	5 3

別添 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

付録 用語解説

## 第1 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対処する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では平成17年12月に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成20年4月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月、同行動計画が大幅に改定された。

こうした中、平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計された。死亡者数は203人で、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまった。県内では同年6月17日に患者が確認さ

れ、以降、患者は増加し、最初の流行が終息した時点で、入院患者は1,374人、死者数は16人であった。

平成24年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、平成25年6月には同法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定された。

県でも新型インフルエンザ等対策を医療体制確保のみならず、社会機能を維持すべき重大な危機事案として捉え、発生前の段階から効果的な総合対策を進めていくため、平成25年11月に愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定した。

市では、平成25年5月に制定した「岩倉市新型インフルエンザ等対策本部条例」により体制を整備し、市が実施する具体的対策である「岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定して、新型インフルエンザ等の発生による被害を最小限にし、市民生活の安全・安心の確保を図ることとした。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・ また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

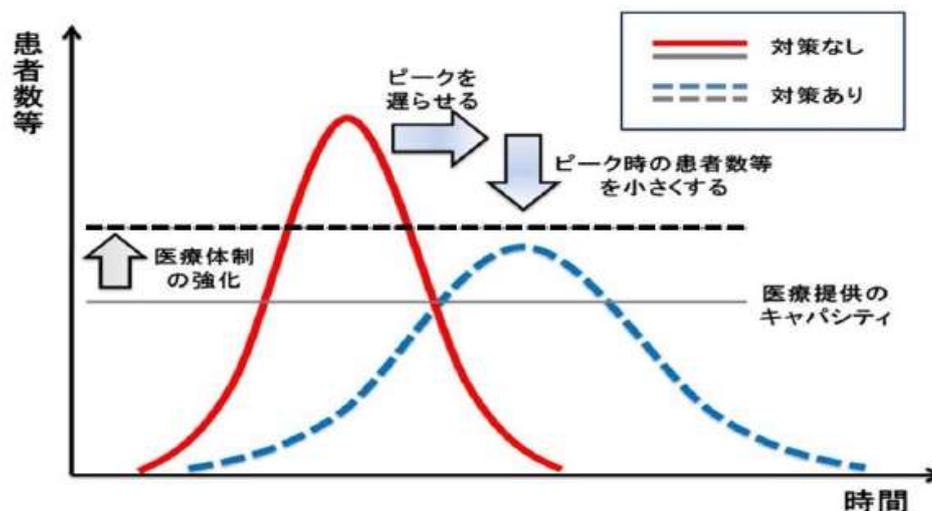
(2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ・ 長期的には多くの市民が罹患する。
- ・ 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ・ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。
- ・ したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

## 2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・感染の拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ・市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### <対策の効果、概念図>



## 3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図ることが重要である。

このため市では、実施体制である市対策本部の組織体制をフラット化し、最新情報をより早くわかりやすく市民に提供し、ワクチンの接種体制の整備、患者や高齢

者、障がい者への生活支援を受け持つとともに、日頃から国や県、関係機関との連携、情報共有に努めることとする。

なお、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことを前提に、随時市行動計画を見直し、必要な修正を行っていくものである。

## 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

### (1) 国、県との連携協力

国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

### (2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）、知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）、市長を本部長とする岩倉市新型インフルエ

ンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は必要に応じて、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。

#### （５）記録の作成・保存

市対策本部は、対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## ５ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

### （１）患者等の発生想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、人の免疫力、社会環境など多くの要素に左右され、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなり、都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送・交通網の発達などにより、過去の流行と比較すると、より急速に世界中に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予測される。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となることもあり得ることを念頭に置くことが重要である。

また、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、衛生状況等については予測の前提とはしていない。

流行規模について、「全人口の２５％が患し、流行が８週間続く」という国の想定（政府行動計画）をもとに、流行予測を行った。

### <流行規模及び被害の予測>

	岩倉市	愛知県	全国
受診患者数	約 4,950～9,570 人	約 750,000～1,450,000 人	約 1,300 万～2,500 万人
入院患者数	約 205～766 人	約 31,000～116,000 人	約 53 万～200 万人
死亡者数	約 66～244 人	約 10,000～37,000 人	約 17 万～64 万人
1 日当たりの 最大入院患者数	約 40 人（中程度） 約 152 人（重 度）	約 6,000 人（中程度） 約 23,000 人（重 度）	約 10.1 万人（中程度） 約 39.9 万人（重 度）

\*平成22年10月現在の愛知県の人口約741万人は、全国1億2,806万人の約5.8%

\*平成22年10月1日現在の市人口48,627人は県の人口741万人の約0.66%

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にり患する。り患した従業員の大部分は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約1%と推定されていることから、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。さらに、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 6 関係機関の役割

### (1) 国の役割

国は、国全体の新型インフルエンザ等対策の体制の構築を行い、対策全体の基本方針を示すとともに、政府一体となった対策を強力に推進する。

また、医学公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえつつ、新型インフルエンザ等やワクチン等の調査・研究を推進する。

### (2) 県の役割

県は、感染症法等に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保やまん延防止に関し主体的に取り組む。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

### (3) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し主体的に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

### (4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定や、保健所が中心となって進める地域における医療連携体制の構築に協力し、発生状況に応じて、患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や事業継続計画の策定などの準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める

#### (6) 一般事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛等、新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

#### (7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザでも行っている、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるとともに、不要不急の外出の自粛など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

## 7 行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的(P. 3(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。)を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

市行動計画においても政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保し、以下の6項目を主要な対策として位置づける。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

ア 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、本市は、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

イ 本市では、新型インフルエンザ等が発生する前において、必要に応じて各部局等横断的な会議「岩倉市新型インフルエンザ等対策会議」の開催を通じ、事前準備の進捗を確認、関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

ウ 新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、県対策本部が設置される。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法に基づく緊急事態宣言が発令される。市は直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置し、対策の総合的な実施体制を整える。ただし、緊急事態宣言が行われていない時点において県対策本部が設置された場合、必要に応じて特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することとする。

### ◇岩倉市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をした場合、市は、特措法に基づいて直ちに岩倉市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を市長が設置する。

対策本部の組織は、岩倉市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年岩倉市条例第29号）に定めるところによる。

#### ア 会議の開催

新型インフルエンザ等の市内発生に備えた情報共有、危機対策を全庁的に進めるため、「岩倉市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催する。

#### イ 組織

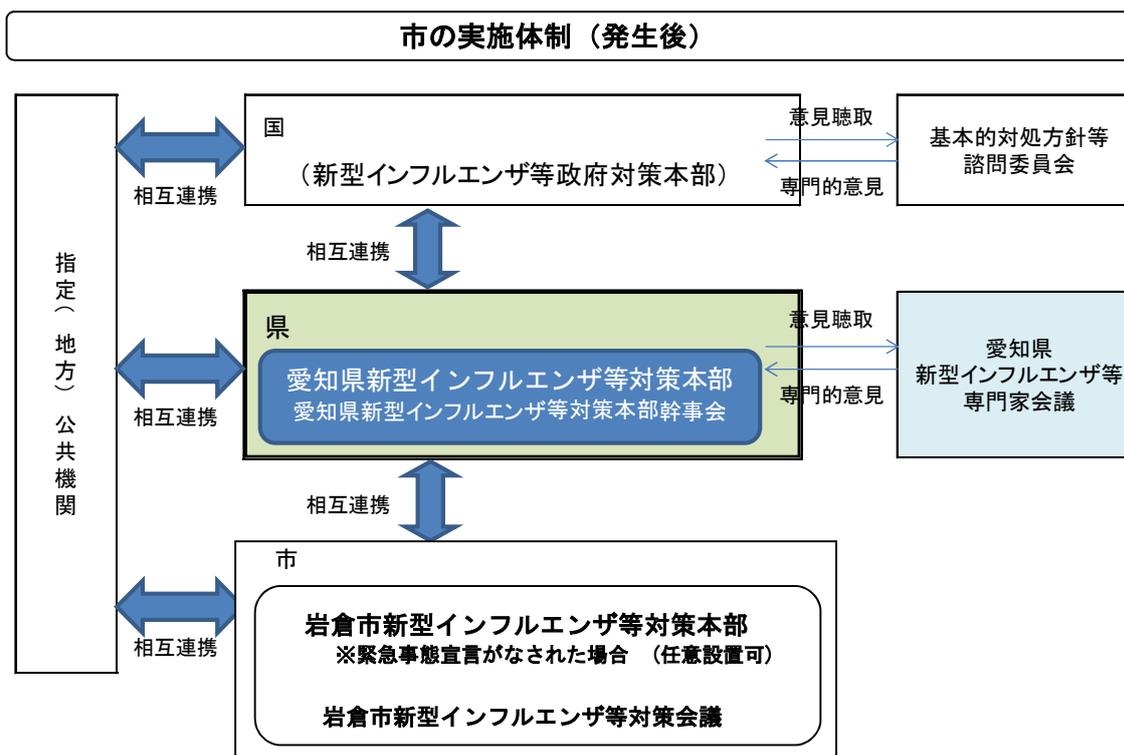
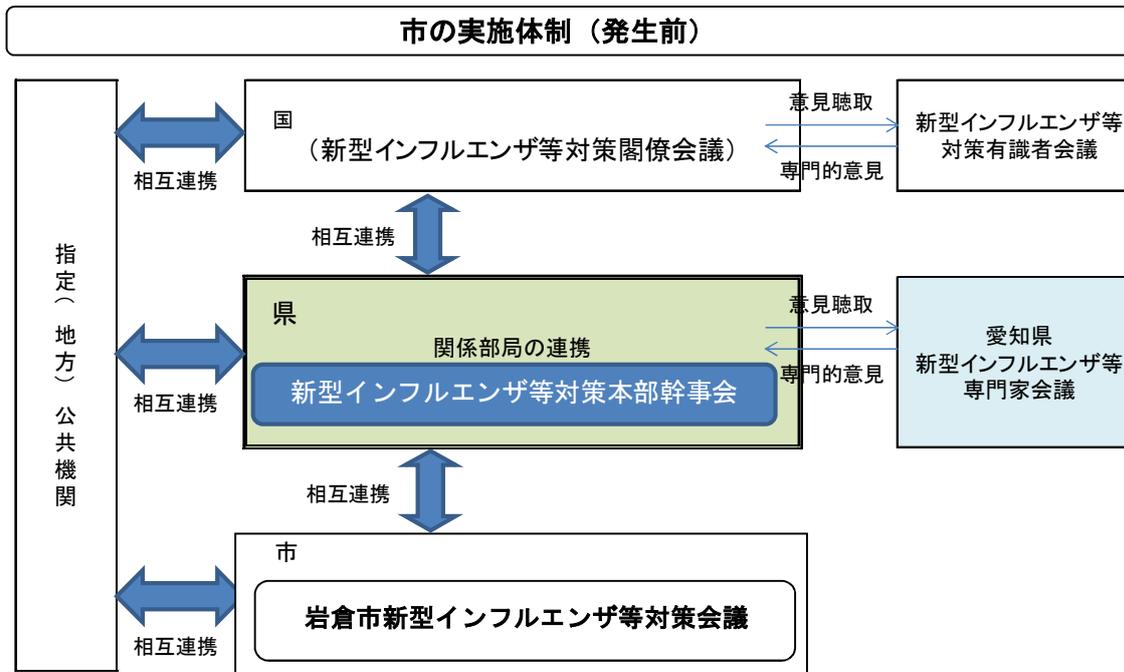
- ・本部長……………市長
- ・副本部長……………副市長
- ・本部員……………教育長、消防長、各部長等
- ・事務局……………協働安全課、健康課

#### ウ 主な所掌事務

- (1) 市内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- (2) 発生時における市民等への支援・指導に関する事項
- (3) 発生時における被害拡大防止に関する事項
- (4) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (5) その他必要な事項

### ◇岩倉市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等が発生する前に、必要に応じて各部局等、横断的な会議の開催を通じ、新型インフルエンザ等の対策について事前準備の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進することを目的とする。



## (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国や県が発信する新型インフルエンザ等の情報を収集するとともに、学校等での集団発生状況の把握等、必用な情報の収集を行う。

## (3) 情報提供・共有

### ア 目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

### イ 情報提供手段の確保

市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて電話で相談できる体制を整える。また、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が市民により千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、市ホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることにより、発生時における市民の適切な行動につながる。特に児童、生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧な情

報提供していくことが必要である。

## エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

### (ア) 発生時の情報提供について

発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

特に、医師会などの医療関係団体その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。

さらに、市内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、国と県の共有に最大限の注意を払う必要がある。

### (イ) 市民の情報収集の利便性向上

市は、国、県、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

## オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部局間で調整し、統一を図ることに注意する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保し、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

## イ 主なまん延防止対策

- (ア) 個人における対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- (イ) 地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- (ウ) 緊急事態宣言が発令され、県（知事）が必要に応じ不要不急の外出の自粛要請等を実施した場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。  
また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。本市は、県等からの要請に応じ、その他の取組等に協力する。

## ウ 予防接種

### (ア) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (イ) 特定接種

#### a 特定接種の対象者の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### b 対象となり得る者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

#### c 対象になり得る者の基準

住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

これらの考え方を踏まえ、特定接種の対象となり得る業種・職務については、平成25年12月10日付け厚生労働省告示第369号において示している。

#### d 基本的な接種順位

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

e 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定される。

f 接種体制

① 実施主体

・国によるもの

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

・県

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

・市

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

② 接種方法

・原則として集団接種

・接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図る。

・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、事業者自らが接種体制を整えることが求められている。

(ウ) 住民接種

a 種類

① 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

② 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

b 対象者の区分

国の基準により以下の4群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性

等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

#### c 接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定される。

#### d 接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

### (5) 医療

新型インフルエンザ等の医療については、市のみで確保することは困難であることから、県等と連携して医療の確保に努める。また、医療に関する情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請について、可能な範囲で協力する。

#### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最

小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### イ 発生前における医療体制の整備

二次医療圏である尾張北部医療圏等を単位とし、保健所を中心として、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、近隣の中核的医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議に参加するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を県と連携し推進する。

県は、あらかじめ症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行う。

さらに発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、また、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター（以下「帰国者・接触者相談センター」という。）の設置の準備を進める。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとなっている。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、県を通じて医療機関等関係機関に迅速に周知される。

県は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に帰国者・接触者外来を確保して診療が行われる。

なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、県により、帰国者・接触者相談センターが保健所に設置されるので、その周知を図る。

県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。これらの医療提供体制については、新型インフルエンザ等発生時に混乱が起きないように、広く市民や医療関係者に周知することが重要である。また、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう県が行う体制整備に適宜協力する。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

## エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等をする。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供

の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

#### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、流行が8週間程続くと予想されている。

また、本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大40%が欠勤することが予想され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の市民生活を維持することすらできなくなる恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、市は、国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

具体的な市民生活への対応としては、高齢者等要援護者への支援、在宅療養する患者等への支援、ごみ収集やし尿処理機能の確保、安定的な水の提供を行い、各事業所に対しては状況に応じて活動の支援及び自粛の要請を行う。

県を通じて行われる国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

## 8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

市における発生段階の区分については、県計画の区分に倣い、その移行についても県の決定に合わせる。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないので、状況の変化に応じることが必要である。

### <発生段階>

国	県	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える段階
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者減少
	小康期	小康期

### <市部局の主な対応>

部局名	主な役割
<b>共通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の行政機能の維持に関すること</li> <li>・市民の生活支援に関すること</li> <li>・職員の感染・まん延防止に関すること</li> <li>・県の各部局からの情報収集に関すること</li> <li>・所管する会議・イベント等の調整に関すること</li> <li>・所管する施設の臨時休館等の調整に関すること</li> </ul>
<b>総務部</b>	<p><b>秘書企画課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、副市長の日程調整に関すること</li> <li>・職員の人事・サービスに関すること</li> <li>・職員の健康管理に関すること</li> <li>・広報・記者会見に関すること</li> <li>・外国人の支援に関すること</li> </ul> <p><b>行政課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設の活用に関すること</li> <li>・公用車の利用に関すること</li> <li>・対策に関する財政措置に関すること</li> </ul> <p><b>協働安全課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部及び庁内連絡会議に関すること</li> <li>・県対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>・国・県への緊急要望に関すること</li> <li>・全庁的な危機管理に関すること</li> <li>・情報収集の総括</li> <li>・緊急対策予算措置に関すること</li> </ul> <p><b>税務課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等の徴収猶予及び減免に関すること</li> <li>・遺体の収容及び火葬に関すること</li> </ul> <p><b>会計課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要物品の調達に関すること</li> </ul>

部局名	主な役割
<b>健康福祉部</b>	<p><b>長寿介護課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設に関すること</li> </ul> <p><b>福祉課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設に関すること</li> <li>・在宅要援護者の支援に関すること</li> <li>・障がい者の支援に関すること</li> </ul> <p><b>健康課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等に係るまん延防止及び医療確保対策に関すること</li> <li>・医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ワクチンの接種および確保に関すること</li> </ul> <p><b>市民窓口課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届及び遺体の埋火葬の許可等に関すること</li> </ul>
<b>建設部</b>	<p><b>商工農政課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の調達、斡旋に関すること</li> <li>・農林畜産物の安定供給に関すること</li> <li>・企業活動の支援、自粛に関すること</li> <li>・中小企業に対する金融措置に関すること</li> </ul> <p><b>上下水道課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な水の提供に関すること</li> </ul> <p><b>環境保全課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理に関すること</li> <li>・し尿処理に関すること</li> </ul>
<b>消防本部</b>	<p><b>消防署</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の搬送に関すること</li> </ul>
<b>教育子ども未来部</b>	<p><b>学校教育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小中学校に関すること</li> <li>・児童及び生徒の安全確保に関すること</li> </ul> <p><b>生涯学習課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設等における感染予防対策に関すること</li> <li>・社会教育関係行事の調整、自粛等に関すること</li> </ul> <p><b>子育て支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内幼稚園、保育園、児童館等に関すること</li> <li>・幼児の安全確保に関すること</li> <li>・宿泊施設等に関すること</li> <li>・地域交流センターに関すること</li> </ul>
<b>議会事務局</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員との連絡調整に関すること</li> <li>・議員への情報提供に関すること</li> </ul>

### 第3 各発生段階における対策

発生段階ごとに、目標に基づき、主な対策、主要6項目（1 実施体制、2 サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集、3 情報提供・共有、4 予防・まん延防止、5 医療、6 市民生活及び市民経済の安定の確保）の具体的な対策を定め実施する。

この対策については、病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。

#### 1 未発生期

発生状況	1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況。
目的	1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。 2) 国及び県との連携のもと発生の早期確認に努める。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。

#### <1-（1）実施体制>

具体的対策	関係課
<b>ア 行動計画等の作成</b> 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。	協働安全課 健康課

## 1 未発生期

具体的対策	関係課
<p><b>イ 体制の整備及び連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内に市行動計画及び関連情報を伝達し、情報の共有化を図る。</li> <li>・市職員が新型インフルエンザ等になり患することがないように十分な予防策を講じるとともに、一定数の市職員が患した状況でも新型インフルエンザ等対策が十分に実施されるよう、また行政サービスの大幅な低下を招かないよう業務継続計画を策定し、市業務の絞込み、休止などを想定しておく。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生に備え、各部局において、必要に応じ、具体的な対応を定めたマニュアル等を作成する。</li> <li>・県及び近隣市町村、関係機関と情報交換を行うとともに、連携・緊急連絡体制を整備する。</li> </ul>	秘書企画課 協働安全課 健康課 及び全課

### <1- (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集>

具体的対策	関係課
<p><b>ア 発生情報の収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県等が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集する。</li> <li>・学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブにおける季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握する。</li> </ul>	協働安全課 健康課 学校教育課 子育て支援課

### <1- (3) 情報提供・共有>

具体的対策	関係課
<p><b>ア 継続的な情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</li> <li>・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。</li> </ul>	秘書企画課 協働安全課 健康課 長寿介護課 学校教育課 子育て支援課

具体的対策	関係課
<b>イ 体制整備</b> ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの一般的な問い合わせに対応する電話相談窓口を設置するための準備を進める。	健康課

### < 1 - (4) 予防・まん延防止 >

具体的対策	関係課
<b>ア 対策実施のための準備</b> (ア) 個人レベルでの対策の普及 ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対応について理解促進を図る ・ 新型インフルエンザ等緊急事態時に実施される措置（不要不急の外出の自粛要請）について周知し理解促進を図る。 (イ) 地域対策・職場対策の周知 ・ 市の施設及び職場における感染予防策を市職員に周知する。 (ウ) 衛生資器材等の確保等 ・ 消毒薬、マスク等の備蓄及び業務に従事する職員の感染予防のための感染防護服の整備を図る。	秘書企画課 協働安全課 健康課 長寿介護課 福祉課 学校教育課 子育て支援課 消防署
<b>イ 予防接種</b> (ア) 事業者の登録 市は、国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録実施要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。 (イ) 接種体制の構築 a 特定接種 市は、国の要請を受け、職員に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。	秘書企画課 健康課 商工農政課 学校教育課

## 1 未発生期

具体的対策	関係課
<p>b 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制を構築すること。</li> <li>・国及び県の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。</li> <li>・国が示す接種体制の具体的なモデルを踏まえ、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。</li> </ul>	

### <1-(5) 医療>

具体的対策	関係課
<p><b>ア 地域医療体制の整備</b></p> <p>(ア) 県と連携し、発生時の地域医療体制の確保のため、保健所を中心として、平素から地域の医療関係者との間で、医療提供体制について、協議、確認等を行う。</p> <p>(イ) 原則、二次医療圏である尾張北部医療圏等を単位とし、保健所を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、近隣の中核的医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議等を通じ、地域の関係者と密接に連携を図りながら、県と連携し、医療体制の整備を推進する。</p> <p>(ウ) 市は、県が行う帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備等、整備することに協力する。</p>	<p>協働安全課</p> <p>健康課</p> <p>消防署</p>
<p><b>イ 県内感染期に備えた医療の確保</b></p> <p>県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生</p>	<p>健康課</p> <p>長寿介護課</p>

## 1 未発生期

具体的対策	関係課
<p>した場合の医療提供の方法を検討するよう要請する。市は適宜協力する。</p> <p><b>ウ 手引き等の周知、研修</b></p> <p>(ア) 市は、県が行う国が作成した診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を、関係団体を通じるなどして医療機関に周知することに協力する。</p> <p>(イ) 市は、国及び県が行う医療関係者等に対する研修や訓練に参加する。</p>	<p>福祉課</p> <p>健康課</p>

### < 1 - (6) 市民生活・市民経済の安定の確保 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 業務継続計画の策定、周知</b></p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう周知する。</p>	<p>協働安全課</p> <p>健康課</p>
<p><b>イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援</b></p> <p>県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。</p>	<p>健康課</p> <p>長寿介護課</p> <p>福祉課</p> <p>消防署</p>
<p><b>ウ 火葬能力等の把握</b></p> <p>国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p>	<p>市民窓口課</p> <p>税務課</p>
<p><b>エ 物資及び資材の備蓄等</b></p> <p>新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。</p>	<p>協働安全課</p> <p>健康課</p> <p>消防署</p>

**2 海外発生期**

発生状況	<p>1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</p> <p>2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</p> <p>3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</p>
目的	<p>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県・市内発生が遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努める。</p> <p>3) 県内発生に備えた医療機関への情報提供体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、体制整備を急ぐ。</p>

< 2 - (1) 実施体制 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業所、市民に広く周知する。</li> <li>・ 海外で発生した新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と国において判断された場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。</li> </ul>	<p>秘書企画課 協働安全課 健康課</p>

## 2 海外発生期

### < 2 - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 発生情報の収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県等が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集する。</li> <li>・引き続き学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブにおける季節性インフルエンザの発生状況を注視し、異常兆候があれば早期に把握し、関係機関と情報の共有を図る。</li> </ul>	健康課 学校教育課 子育て支援課

### < 2 - (3) 情報提供・共有 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 情報提供</b></p> <p>国及び県が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等を市民に対し周知する。</p>	秘書企画課 協働安全課 健康課
<p><b>イ 情報共有</b></p> <p>情報収集に努め、得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。</p>	協働安全課 健康課
<p><b>ウ 相談窓口の設置</b></p> <p>国が作成する新型インフルエンザQ&amp;A等を活用し、市民からの相談に対応できるよう電話相談窓口を設置する。</p>	健康課

### < 2 - (4) 予防・まん延防止 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 県内でのまん延防止対策の準備</b></p> <p>市民・事業者等に対し、必要に応じ、県内発生早期に要請する外出自粛及び学校等の施設の使用制限並びに事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知する。</p>	協働安全課 健康課 学校教育課

## 2 海外発生期

具体的対策	関係課
<p><b>イ 予防接種</b></p> <p>(ア) 特定接種</p> <p>国及び県と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的接種により、特定接種を行う。</p> <p>(イ) 住民接種</p> <p>県や医師会、学校等関係機関と連携し具体的な接種体制の構築の準備を行う。</p>	<p>秘書企画課</p> <p>健康課</p> <p>学校教育課</p>

### < 2 - (5) 医療 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 新型インフルエンザ等の症例定義</b></p> <p>市は、県と連携し国が定める症例定義について、医療機関及び関係団体等に対し、その内容を周知する。</p>	健康課
<p><b>イ 帰国者・接触者相談センターの周知</b></p> <p>市は、県と連携し発生国からの帰国者・患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する等症例定義に該当する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、事前に広報等で市民に広く周知する。</p>	<p>秘書企画課</p> <p>健康課</p>
<p><b>ウ 医療機関等への情報提供</b></p> <p>市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報の提供に協力する。</p>	健康課
<p><b>エ 感染性廃棄物の適正処理等</b></p> <p>市は、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行う。</p>	消防署

## &lt; 2 - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 &gt;

具体的対策	関係課
<p><b>ア 遺体の火葬・安置</b></p> <p>国及び県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を行う。</p> <p><b>イ 要援護者対策</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。</p>	<p>市民窓口課</p> <p>税務課</p> <p>健康課</p> <p>長寿介護課</p> <p>福祉課</p>

**3 県内未発生期（国内発生早期以降）**

発生状況	<p>1) 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>(国内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
目的	<p>1) 県内発生の早期発見に努める。</p> <p>2) 県内発生に備えて体制の整備を行う</p>
対策の考え方	<p>1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。</p> <p>2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について、必要な対応を行う。</p>

< 3 - (1) 実施体制 >

具体的対策	関係課
<p><b>体制の強化</b></p> <p>国内発生早期又は国内感染期において、国及び県は、決定した基本的対処方針に基づき対応する。</p>	<p>協働安全課 健康課</p>

－緊急事態宣言の措置－

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。
- 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。
- また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ③ 市は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに市対策本部を設置する。

< 3 - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア サーベイランスの強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国や県等が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集する。</li> <li>引き続き、新型インフルエンザ等の患者（疑い患者を含む。）の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</li> </ul>	<p>健康課</p> <p>学校教育課</p> <p>子育て支援課</p>

< 3 - (3) 情報提供・共有 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 情報提供</b></p> <p>国内外の発生・対応状況等について情報収集し、情報提供する。情報提供に当たっては、特に、個人一人一人がとるべき行</p>	<p>健康課</p> <p>学校教育課</p> <p>子育て支援課</p>

### 3 県内未発生期

具体的対策	関係課
<p>動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。</p> <p><b>イ 情報共有</b></p> <p>情報収集に努め、得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。</p> <p><b>ウ 相談窓口の体制充実・強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制の充実・強化する。</li> <li>・国が作成するQ&amp;Aの改定等があった場合は、関係機関に速やかに情報提供する。</li> </ul>	<p>長寿介護課</p> <p>秘書企画課</p> <p>協働安全課</p> <p>健康課</p> <p>健康課</p>

#### < 3 - (4) 予防・まん延防止 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 予防接種</b></p> <p>(ア) 特定接種</p> <p>国及び県と連携して、職員のうち対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的接種により、特定接種を行う。</p> <p>(イ) 住民接種</p> <p>別に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。</p>	<p>秘書企画課</p> <p>健康課</p>

#### < 3 - (5) 医療 >

具体的対策	関係課
<p>県と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。</p>	<p>健康課</p>

### 3 県内未発生期

具体的対策	関係課
<p><b>ア 帰国者・接触者相談センターの周知</b></p> <p>市は、県と連携し発生国からの帰国者・患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、事前に広報等で地域住民に広く周知する。</p>	<p>秘書企画課</p> <p>健康課</p>
<p><b>イ 新型インフルエンザ等の症例定義</b></p> <p>市は、引き続き県と連携し国が定める症例定義について、医療機関及び関係団体等に対し、その内容を周知する。</p>	健康課
<p><b>ウ 医療機関等への情報提供</b></p> <p>市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報の提供に協力する。</p>	健康課
<p><b>エ 感染性廃棄物の適正処理等</b></p> <p>市は、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行う。</p>	消防署

#### < 3 - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 遺体の火葬・安置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業に従事する者及び尾張北部聖苑に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、都道府県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付するため、適宜協力する。</li> <li>市は、遺体の搬送作業に従事する者及び尾張北部聖苑と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うよう準備を進める。</li> </ul>	<p>市民窓口課</p> <p>税務課</p>

4 県内発生早期	
発生状況	<p>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>(国内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
目的	<p>1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2) 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。</p> <p>2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。</p>

## 4 県内発生早期

対策の考え方	<p>4) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p>
--------	---

### < 4 - (1) 実施体制 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部会議を開催し、具体的な対策を実施するとともに、市内発生に備えた準備を整える。</li> <li>市対策本部会議を開催し、感染予防策及び拡大防止策を徹底する。(県内発生の場合)</li> </ul>	<p>協働安全課 健康課</p>

#### －緊急事態宣言の措置－

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。  
また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ③ 市は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに市対策本部を設置する。

## &lt; 4 - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 &gt;

具体的対策	関係課
<p><b>ア サーベイランスの強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国や県等が発信する新型インフルエンザに係る情報を収集する。</li> <li>引き続き、新型インフルエンザ等の患者（疑い患者を含む。）の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</li> <li>関係部署からの情報を共有する。</li> </ul>	健康課 学校教育課 子育て支援課 及び全課

## &lt; 4 - (3) 情報提供・共有 &gt;

具体的対策	関係課
<p><b>ア 情報提供</b></p> <p>県内外の発生・対応状況等について情報収集し、情報提供する。情報提供に当たっては、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。</p>	秘書企画課 健康課 長寿介護課 福祉課 学校教育課 子育て支援課
<p><b>イ 情報共有</b></p> <p>情報収集に努め、得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。</p>	協働安全課 健康課
<p><b>ウ 相談窓口の体制充実・強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制の充実・強化する。</li> <li>国が作成するQ&amp;Aの改定等があった場合は、関係機関に速やかに情報提供する。</li> </ul>	健康課

## &lt; 4 - (4) 予防・まん延防止 &gt;

具体的対策	関係課
<p><b>ア 県内での感染拡大防止策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。</li> <li>・ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。</li> <li>・ 県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう呼びかける。</li> <li>・ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう呼びかける。</li> </ul>	秘書企画課 健康課 長寿介護課 福祉課 商工農政課 学校教育課 子育て支援課 協働安全課
<p><b>イ 予防接種</b></p> <p>(ア) 特定接種</p> <p>国と連携して、職員のうち対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的接種により、特定接種を行う。</p> <p>(イ) 住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と連携し、住民への接種順位については、国の接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。</li> <li>・ 国の指示を受けて、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。（新臨時接種。）</li> <li>・ 市は、住民接種の実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。</li> </ul>	秘書企画課 健康課

#### 4 県内発生早期

具体的対策	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。</li> <li>・ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、集団的接種を行う。</li> </ul>	

#### －緊急事態宣言がされている場合の措置－

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市は、県の要請を受け協力する。

**ア** 県が、特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は市民及び事業者へ迅速に周知徹底を図る。

**イ** 県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合は、適宜協力する。

**ウ** 県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、適宜協力する。  
 県が、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、適宜協力する。

**エ** 住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## &lt; 4 - (5) 医療 &gt;

具体的対策	関係課
<p>県と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。</p>	
<p><b>ア 帰国者・接触者相談センターの周知</b></p> <p>市は、引き続き県と連携し発生国からの帰国者・患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、保健所に設置される帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、広報等で地域住民に広く周知する。</p>	<p>秘書企画課 健康課</p>
<p><b>イ 新型インフルエンザ等の症例定義</b></p> <p>市は、引き続き県と連携し国が定める症例定義について、医療機関及び関係団体等に対し、その内容を周知する。</p>	<p>健康課</p>
<p><b>ウ 医療体制の整備</b></p> <p>市は、患者等が増加してきた段階において、県が帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行を行う場合は市民等へ周知する。</p>	<p>秘書企画課 健康課</p>
<p><b>エ 医療機関等への情報提供</b></p> <p>市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報の提供に協力する。</p>	<p>健康課</p>
<p><b>オ 感染性廃棄物の適正処理等</b></p> <p>市は、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行う。</p>	<p>消防署</p>

## &lt; 4 - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 &gt;

具体的対策	関係課
<p><b>ア 事業所の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の事業者に対して、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策を行うよう呼びかける。</li> <li>水道やゴミの収集について業務継続計画に基づき業務を行う。</li> </ul>	健康課 環境保全課 長寿介護課 福祉課 商工農政課 上下水道課
<p><b>イ 遺体の火葬・安置</b></p> <p>市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業に従事する者及び尾張北部聖苑に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、都道府県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付するため、適宜協力する。</p> <p>市は、遺体の搬送作業に従事する者及び尾張北部聖苑と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。国の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。</p>	市民窓口課 税務課
<p><b>ウ 要援護者への生活支援</b></p> <p>要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等）について、関係団体等の協力を得て実施する。</p>	健康課 長寿介護課 福祉課 消防署
<p><b>エ 市民・事業者への呼びかけ</b></p> <p>市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう県とともに呼びかける。</p>	秘書企画課 商工農政課

**－緊急事態宣言がされている場合の措置－**

緊急事態宣言がされている場合には、前記の対策に加え、必要に応じ、県と連携して以下の対策を行う。

**ア 水の安定供給**

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

**イ 犯罪の予防・取締り**

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察に対し、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう依頼する。

**ウ 生活関連物資等の価格の安定等**

①市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期	
発生状況	<p>1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p> <p>2) 国内では、国内感染期にある。</p> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
目的	<p>1) 医療体制を維持する。</p> <p>2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</p>
対策の考え方	<p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</p> <p>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</p> <p>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始</p>

## 5 県内感染期

対策の考え方	<p>できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>
--------	---

### < 5 - (1) 実施体制 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 対策本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部会議を開催し、全庁的な対策を一層強化するとともに、流行を抑制する対策を行う。</li> <li>市対策本部長の決定に基づき、市の業務を業務継続体制に移行し、市民への行政サービスを維持する。</li> </ul>	<p>協働安全課</p> <p>健康課</p> <p>及び全課</p>

#### — 緊急事態宣言がされている場合の措置 —

緊急事態宣言がされている場合は、基本的対処方針に基づき、以下の対策を講じる。

- ① 緊急事態宣言がされている場合、速やかに特措法第34条に基づく市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の総合的な推進を図る。
- ② 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条に基づく県知事の代行、及び第39条の規定に基づく、他の地方公共団体による応援等の措置の活用を行う。

### < 5 - (2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア サーベイランスの強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国や県等が発信する新型インフルエンザに係る情報を収集する。</li> </ul>	<p>健康課</p> <p>長寿介護課</p> <p>福祉課</p>

## 5 県内感染期

具体的対策	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブでの欠席者等の状況 社会福祉施設での状況を把握する。</li> <li>・関係部署からの情報を共有する。</li> </ul>	学校教育課 子育て支援課 及び全課

### < 5 - (3) 情報提供・共有 >

具体的対策	関係課
<p><b>ア 情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の発生・対応状況等について情報収集し、情報提供する。 情報提供に当たっては、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。</li> <li>・受診の方法や患者となった場合の対応等、対策の切り替えについて、分かりやすく、かつ、速やかに市民、関係機関等に周知する。</li> <li>・県内感染期に移行した時点などにおいて、市民に対して冷静な対応等について呼びかけ等を行う。</li> </ul>	秘書企画課 健康課 長寿介護課 福祉課 学校教育課 子育て支援課
<p><b>イ 情報共有</b></p> <p>情報収集に努め、得られた情報については速やかに関係機関等との共有を継続し、対策等を伝達するとともに、流行状況等を的確に把握する。</p>	協働安全課 健康課
<p><b>ウ 相談窓口の体制充実・強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの相談が増加してきた場合は、相談窓口の体制の充実・強化する。</li> <li>・国が作成するQ&amp;Aの改定等があった場合は、関係機関に速やかに情報提供する。</li> </ul>	健康課

## &lt; 5 - (4) 予防・まん延防止 &gt;

具体的対策	関係課
<p><b>ア 県内でのまん延防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を呼びかける。</li> <li>・ 県と連携し、事業者に対し、職場における感染対策を呼びかける。</li> <li>・ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。</li> <li>・ 県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう呼びかける。</li> <li>・ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう呼びかける。</li> </ul>	秘書企画課 協働安全課 健康課 長寿介護課 福祉課 商工農政課 学校教育課 子育て支援課
<p><b>イ 予防接種</b></p> <p>引き続き、国の基本的対処方針等に従い、特定接種を行う。また、住民接種については、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p>	健康課

－緊急事態宣言がされている場合の措置－

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。市は県の要請を受け協力する。

**ア** 県が、特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者へ迅速に周知徹底を図る。

**イ** 県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合は、市は、適宜協力する。

**ウ** 県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、適宜協力する。県が、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、適宜協力する。

<5-(5) 医療>

具体的対策	関係課
<p><b>ア 在宅で療養する患者への支援</b></p> <p>市は、国及び県と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、一般の医療機関で診療する体制に切り替える等、患者や医療機関等から要請に対しては、在宅で療養する患者への支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p>	<p>健康課 長寿介護課 福祉課 消防署</p>

## 5 県内感染期

具体的対策	関係課
<p><b>イ 新型インフルエンザ等の症例定義</b></p> <p>市は、引き続き県と連携し国が定める症例定義について、医療機関及び関係団体等に対し、その内容を周知する。</p>	健康課 長寿介護課 福祉課
<p><b>ウ 医療機関等への情報提供</b></p> <p>市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報の提供に協力する。</p>	健康課
<p><b>エ 感染性廃棄物の適正処理</b></p> <p>市は、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行う。</p>	消防署

### <5-（6）市民生活及び市民経済の安定の確保>

具体的対策	関係課
<p><b>ア 事業者の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の事業者に対して、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策を行うよう要請する。</li> <li>水道やゴミの収集について業務継続計画に基づき業務を行う。</li> </ul>	健康課 環境保全課 長寿介護課 福祉課 商工農政課 上下水道課
<p><b>イ 要援護者への生活支援</b></p> <p>市は、県の支援を受けて高齢者、障がい者及び新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者等に対し、必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p>	健康課 長寿介護課 福祉課 消防署
<p><b>ウ 市民・事業者への呼びかけ</b></p> <p>県と連携し、市民・事業者に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p>	秘書企画課 商工農政課

**－緊急事態宣言がされている場合の措置－**

緊急事態宣言時の場合は、前記の対策に加え、必要に応じ、下記対策を行う。

**ア 水の安定供給**

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

**イ サービス提供水準に係る市民への呼びかけ**

国及び県が行う事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に協力し、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下することに理解を求めるよう周知する。

**ウ 生活関連物資等の価格の安定等**

①市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を呼びかける。

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

**エ 犯罪の予防・取締り**

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進する。

**オ 埋葬・火葬の特例等**

①国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。

②国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

③国により他市町村の埋葬・火葬の許可及び火葬の手続きの特例が定められたときは、対応する。

## 6 小康期

発生状況	1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2) 大流行は一旦終息している状況。
目的	1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に協力する。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## &lt; 6 - (1) 実施体制 &gt;

具体的対策	担当
<b>ア 対策本部の廃止</b> 国が緊急事態の解除宣言を行ったときは、市対策本部を廃止する。	協働安全課 健康課
<b>イ 対策の評価、見直し</b> ・各段階における対策に関する評価、計画の見直しを行う。 ・国の行うガイドライン等を見直しに合わせて、マニュアル等の必要な見直しを行う。	全課

## &lt;6-(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集&gt;

具体的対策	担当課
再流行を早期に探知するための、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。	健康課 学校教育課 子育て支援課

## &lt;6-(3) 情報提供・共有&gt;

具体的対策	担当課
<b>ア 情報提供</b> 流行の第二波に備え、適宜、必要な情報を提供する。	秘書企画課 協働安全課 健康課
<b>イ 情報共有</b> 相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等についてとりまとめ、必要に応じて県に提供することで、共有化を図る。	協働安全課 健康課
<b>ウ 相談窓口の体制の縮小</b> 発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。	健康課

## &lt;6-(4) 予防・まん延防止&gt;

具体的対策	担当課
<b>ア 予防接種</b> 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。	健康課

## —緊急事態宣言がされている場合の措置—

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

## &lt; 6 - (5) 医療 &gt;

具体的対策	担当課
国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。	健康課

## &lt; 6 - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 &gt;

具体的対策	担当課
<p><b>ア 市民・事業所への呼びかけ</b></p> <p>県と連携して、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。</p>	<p>秘書企画課</p> <p>商工農政課</p>

## — 緊急事態宣言がされている場合の措置 —

**ア 業務の再開**

県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

- ・国が行う事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。
- ・指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。

**イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止**

市及び指定（地方）公共機関は、県、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。

## 愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画を抜粋

### 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

- ※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

#### (1) 実施体制

##### ア 体制の強化

県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国が決定した人への感染拡大防止対策に関する措置を踏まえた上で、「愛知県新型インフルエンザ等対策本部幹事会」の枠組みを利用した関係課による会議を必要に応じて開催し、本県の行う措置等について協議する。(農業水産局、関係各部署)

#### (2) サーベイランス(発生動向の調査)・情報収集

##### ア 情報収集

国等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。(環境局、保健医療局、農業水産局)

##### イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、感染症法に基づく医師からの届出により全数を把握する。(保健医療局)

#### (3) 情報提供・共有

##### ア 情報提供

- ① 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国と連携して、県内の対応状況等について、メディア等へ情報提供を行う。(保健医療局、政策企画局)
- ② 旅券の発給申請者に対して、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況を情報提供する。(県民文化局)

- ③ 外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、愛知県登録旅行業者等に対して情報提供を行う。（観光コンベンション局）

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 在外邦人への情報提供

学校に対し、鳥インフルエンザの発生国へ留学等している在籍者に感染対策を周知徹底するように通知する。（教育委員会、県民文化局）

##### イ 人への鳥インフルエンザの感染防止策

###### (ア) 疫学調査、感染防止策

- ① 県及び保健所設置市は、患者等が発生した場合の積極的疫学調査について、国から専門家チームが派遣された場合は、協力して調査を実施する。（保健医療局）
- ② 県及び保健所設置市は、国の要請を受けて、疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（保健医療局）
- ③ 家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、感染症法に基づき、発生農場の従事者等接触者に対する積極的疫学調査を実施し、必要な措置を講じる。（保健医療局）
- ④ 家きん農場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、人への感染予防の観点から、発生農場における防疫作業従事者等の健康調査等を実施する。（保健医療局）
- ⑤ 生鳥等の取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、国と協議の上、健康チェック等を行う。（保健医療局）

###### (イ) 家きん等への防疫対策

###### a サーベイランス

- ① 家きんにおける鳥インフルエンザのモニタリングを実施する。（農業水産局）
- ② 野鳥における鳥インフルエンザに関する危機管理マニュアルに基づき、モニタリングを実施する。（環境局）

###### b 海外渡航者等への対策

養鶏関係者に対し、鳥インフルエンザ発生国へ旅行の自粛を要請するとともに、やむを得ず旅行する者についての防疫措置の徹底について指導・周知を実施する。（農業水産局）

###### c 発生予防

- ① 愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱に基づき、対応する。（農業水産局）
- ② 家きん飼養農家での発生予防対策として、人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の

衛生管理を徹底する。（農業水産局）

- ③ 学校で飼育されている鳥と野鳥との接触防止等の注意事項の徹底について、指導・周知を行う。（教育委員会、県民文化局）

農業高校に対し、飼養する家さんの防疫体制の徹底について、周知・指導を行う。（教育委員会）

d 県内発生の場合

- ① 県内の家さんに高病原性及び低病原性が発生した場合には、愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱に基づき、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）を実施する。（農業水産局、関係各部署）
- ② 国が野鳥監視重点区域を指定した場合には、その区域を中心に野鳥における異常の監視等の鳥類生息状況調査を実施する。（環境局）

(ウ) 輸入動物対策

輸入された鳥が、国内において感染鳥であったことが判明した場合には、国が実施する追跡調査等に協力する。（保健医療局）

(5) 医療
--------

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 感染鳥類との接触があり感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われるよう必要な助言や、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう医療機関に周知する。（保健医療局）
- ② 検体採取後は速やかに衛生研究所又は国立感染症研究所に搬入又は送付し、必要な検査を行う。（保健医療局）
- ③ 国の要請を受けて、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）については、入院その他の必要な措置を講ずるとともに、積極的疫学調査を実施する。（保健医療局）

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

県等は、国の要請を受けて、以下について実施する。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報を提供しよう医療機関等に周知する。（保健医療局）
- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の予防策について医療機関等に周知する。（保健医療局）

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、

結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

#### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

#### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感

染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

#### ○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

#### ○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

#### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

#### ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える

おそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

#### ○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

## ○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。